

# 果樹経営支援対策事業並びに果樹未収益期間支援事業の概要（抜粋）

（令和5年3月 現在）

## 1 事業の内容

<p>① 果樹経営支援対策事業</p> <p>第一期…H19～H22 第二期…H23～H27 第三期…H28～R元 第四期…R02～R06</p>	<p>● 優良品種・品目への改植や園地整備などの費用を助成するもので、果樹の支援対象者個人が実施可能な事業です。 【面積要件…200㎡(2畝)以上】</p> <table border="1" data-bbox="440 427 1426 853"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改植</th> <th>新植</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① りんごわい化栽培及びなし・かきすもものジョイント栽培への転換……… ぶどうの垣根栽培（醸造用）</td> <td>33万円/10a</td> <td>32万円/10a</td> </tr> <tr> <td>② 主要落葉果樹への転換……… 主要落葉果樹：かんきつ類の果樹・りんご・ぶどう・なし・もも・おうとう・びわ・かき・くり・うめ・すもも・キウイフルーツ・いちじく ………計13果樹 （各果樹産地協議会の産地構造改革計画に位置付けられた果樹が対象）</td> <td>17万円/10a</td> <td>15万円/10a</td> </tr> <tr> <td>③ 主要落葉果樹以外の果樹への転換………</td> <td colspan="2">補助率1/2以内</td> </tr> <tr> <td>④ 特認植栽（廃園と改植をセット：同一人以外）………</td> <td colspan="2">補助率1/2以内</td> </tr> <tr> <td>⑤ 改植及び新植における植栽下限本数が設定された。（別添参照）</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	改植	新植	① りんごわい化栽培及びなし・かきすもものジョイント栽培への転換……… ぶどうの垣根栽培（醸造用）	33万円/10a	32万円/10a	② 主要落葉果樹への転換……… 主要落葉果樹：かんきつ類の果樹・りんご・ぶどう・なし・もも・おうとう・びわ・かき・くり・うめ・すもも・キウイフルーツ・いちじく ………計13果樹 （各果樹産地協議会の産地構造改革計画に位置付けられた果樹が対象）	17万円/10a	15万円/10a	③ 主要落葉果樹以外の果樹への転換………	補助率1/2以内		④ 特認植栽（廃園と改植をセット：同一人以外）………	補助率1/2以内		⑤ 改植及び新植における植栽下限本数が設定された。（別添参照）		
区 分	改植	新植																	
① りんごわい化栽培及びなし・かきすもものジョイント栽培への転換……… ぶどうの垣根栽培（醸造用）	33万円/10a	32万円/10a																	
② 主要落葉果樹への転換……… 主要落葉果樹：かんきつ類の果樹・りんご・ぶどう・なし・もも・おうとう・びわ・かき・くり・うめ・すもも・キウイフルーツ・いちじく ………計13果樹 （各果樹産地協議会の産地構造改革計画に位置付けられた果樹が対象）	17万円/10a	15万円/10a																	
③ 主要落葉果樹以外の果樹への転換………	補助率1/2以内																		
④ 特認植栽（廃園と改植をセット：同一人以外）………	補助率1/2以内																		
⑤ 改植及び新植における植栽下限本数が設定された。（別添参照）																			
<p>② 果樹未収益期間支援事業</p> <p>H23～ （※一部H22より対象）</p>	<p>● 果樹経営支援対策事業において優良品種・品目への改植を実施した支援対象者個人が対象となります。 【面積要件…200㎡(2畝)以上】 改植における未収益期間（実がなり出荷出来るまでの育成期間：4年間）に対し10畝当たり（@55,000×4カ年）220,000円を助成する。</p>																		
<p>③ 事業対象者</p>	<p>● 果樹産地協議会（生産者代表・JA・市町村・県などで構成）が作成した果樹産地構造改革計画に基づいた「担い手」が対象となります。 担い手は、各果樹産地協議会で異なりますが、主に</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 認定農業者</li> <li>② 農業所得が主で、主に農業に従事している60代までの者が存在する農家</li> <li>③ その他、果樹産地協議会が担い手と位置付けた農業者</li> </ol>																		

## 2 改植の事例〔例：りんごわい化への改植（10アールに苗木74本を植え付けする場合）〕

<p>■ 経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苗木74本購入………（@2,000円×74本） 148,000円</li> <li>・ 1本支柱購入（木）…（@1,800円×74本） 133,000円</li> <li>・ 土壌改良剤費（堆肥・苦土石灰・ヨウリン等） 30,000円</li> <li>・ バックホー借り上げ料 20,000円</li> <li>・ 雇用労賃………（@6,500×2人×2日） 26,000円</li> </ul> <p style="text-align: right;">①……合計 357,000円</p> <p>■ 国からの補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ りんごからりんご（わい化）…定額 ②……合計 330,000円</li> <li>・ 未収益支援……（@55,000×4カ年） ③……合計 220,000円</li> </ul> <p>■ 従って、農家の自己負担は27,000円となり、更に4カ年の育成経費の補助が受けられます。</p>
-------------	---

※ 上記はあくまでも例であり、実際とは一致しませんのでご注意ください。

3 事業メニュー等

果樹経営支援対策事業（果樹未収益期間支援事業）に係る対象事業メニュー等（未定稿）

【果樹経営支援対策事業（整備事業）】

（令和5年1月17日 現在）

対象事業メニュー		栽培方法・対象果樹等				植栽密度 下限本数 (本/10a)	実施面積	補助 区分	対象事業メニュー		改 植 補助単価	新 植 補助単価	対象となる経費										
①	優良品目・ 品種への 転換	改植  新植 (単独メニュー)	慣行 樹形 栽培 等	対象果実	下限本数	対象果実	下限本数	2㌥以上 (200㎡)	定額	①	優良品目・ 品種への 転換	改植	17万円/10㌥ (170円/㎡)	15万円/10㌥ (150円/㎡)	【改植】 ① 伐採・伐根費、 ② 深耕・整地費、 ③ 土壌改良用資材費、 ④ 苗木代、 ⑤ 植栽費、 ⑥ 支柱費等								
				りんご	18本以上	びわ	28本以上																
				ぶどう	12本以上	くり	21本以上																
				日本なし	40本以上	うめ	12本以上																
				西洋なし	15本以上	すもも	13本以上																
				もも	18本以上	いちじく	10本以上																
				おうとう	15本以上	キウイフ ルーツ	51本以上																
				かき	30本以上																		
				わい化栽培		りんご	62本以上																
				垣根栽培		ぶどう(加工用)	125本以上																
				上記以外の果樹への改植・新植			—																
②	③	④	省力 樹形 栽培	超高密植栽培 (トールスピンドル)		りんご	概ね250本以上	上限面積 5㌥以下 (50,000㎡)	定額	⑤	新植 (単独メニュー)	1/2以内	73万円/10㌥ (730円/㎡)	71万円/10㌥ (710円/㎡)	【新植】 ① 深耕・整地費、 ② 土壌改良用資材費、 ③ 苗木代、 ④ 植栽費、 ⑤ 支柱費等								
				高密植・低樹高栽培 (新わい化)		りんご	概ね165本以上						53万円/10㌥ (530円/㎡)	52万円/10㌥ (520円/㎡)									
				根域制限栽培		ぶどう・なし・もも等	概ね170本以上						100万円/10㌥ (1,000円/㎡)	99万円/10㌥ (990円/㎡)									
				ジョイント栽培		なし・もも・すもも かき 等	概ね169本以上 概ね190本以上						33万円/10㌥ (330円/㎡)	32万円/10㌥ (32円/㎡)									
				朝日ロンバス方式		りんご	概ね33本以上						※ 省力樹形栽培に おける植栽密度の 下限本数は、[概 ね]で適用する。 下限本数を下回 る改植・新植は事 業対象外です。	73万円/10㌥ (730円/㎡)		71万円/10㌥ (710円/㎡)							
				V字ジョイント栽培		なし・もも・おうとう	概ね125本以上																
						りんご	概ね166本以上																
						かき	概ね190本以上																
				⑥	⑦	⑧	⑨						⑩	⑪		高接	全ての果樹	—	定率	⑪	高接	1/2以内	整枝・穂木調整費、高接費、穂木代等
				⑫	小規模 園地 整備	園内道の整備	全ての果樹						イ 原則として支援対象者が果樹共済 又は収入保険に加入していること。	10㌥以上 (1,000㎡)		定率	⑫	小規模 園地 整備	園内道の整備	1/2以内	※ 資材、機材、 機械等の単純更 新は事業対象外	資材費、掘削費、労働費等	
傾斜の緩和	傾斜の緩和	重機リース代・燃料費、均平・法切り費、法面保護費等																					
排水路の整備	排水路の整備	排水設備費（明きよ、暗きよ、貯水槽、排水施設等）																					
土壌土層改良	土壌土層改良	重機リース代・燃料費、深耕・整地費、土壌改良用資材費等																					
⑬	放任園地発生防止対策	主要落葉果樹	全ての果樹	イ 原則として支援対象者が果樹共済 又は収入保険に加入していること。	2㌥以上 (200㎡)	定額	⑬	放任園地発生防止対策	8万円/10㌥	1/2以内	伐採・伐根費、整地費、植林費等 ※ 放任園地発生防止対策を実施する場合は、考え方を産 地計画で定めている必要がある。 (産地計画で対象園地の要件設定が必要です。)												
⑭		その他の果樹							1/2以内														
⑮	用水・かん水施設の整備	全ての果樹	イ 原則として支援対象者が果樹共済 又は収入保険に加入していること。	10㌥以上 (1,000㎡)	定率	⑮	用水・かん水施設の整備	1/2以内	※ 資材、機材、 機械等の単純更 新は事業対象外	揚水施設費、撒水施設費、自動制御装置費等													
⑯	特認 事業	防霜ファン	産地計画に定める果樹	業務方法書第20条第8号のア、イ、 ウの要件を満たしていること。	10㌥以上 (1,000㎡)	定率	⑯	防霜ファン	1/2以内	防霜ファン、防風ネット・支柱等の資材費、設置 費等（受電施設は除く）													
⑰		防風ネット						防風ネット															

【果樹未収益期間支援事業】

対象事業メニュー		対象果樹等	実施面積	補助 区分	対象事業メニュー		補助単価 補助率	対象となる経費
優良品目・品種 への転換	改植	①～⑩の対象果樹	2㌥以上 (200㎡)	定額	優良品目・品種 への転換	改植	22万円/10㌥ (220円/㎡)	事業完了翌年度から改植等の園地が成園となるま での育成経費 5.5万円/10㌥×4年間
	新植				新植			

4 秋田県内の果樹産地協議会一覧

No.	協議会名（10）	関係市町村（13）	関係JA（9）
1	鹿角地域果樹産地協議会	鹿角市（事務局）	かつの
		小坂町	
2	JAあきた北果樹産地協議会	大館市	あきた北（事務局）
3	三種町果樹産地協議会	三種町（事務局）	秋田やまもと
4	JAあきた湖東果樹産地構造改革計画協議会	潟上市	あきた湖東（事務局）
5	JA秋田なまはげ果樹産地構造改革計画協議会 旧JA秋田みなみ果樹産地構造改革計画協議会		男鹿市
6	秋田市果樹産地協議会	秋田市（事務局）	（旧JA新あきた）
7	由利地域果樹産地協議会	由利本荘市（事務局）	秋田しんせい
8	秋田おばこ農業協同組合果樹産地協議会 旧大仙市果樹産地協議会 旧美郷町果樹産地協議会	大仙市	秋田おばこ（事務局）
		仙北市	
		美郷町	
9	横手市果樹産地協議会	横手市（事務局）	秋田ふるさと
10	湯沢市果樹産地協議会 旧湯沢雄勝地域果樹産地協議会	湯沢市（事務局）	こまち

※ 網掛けは、事務局担当団体である。

※ 令和3年4月より旧湯沢雄勝地域果樹産地協議会が湯沢市果樹産地協議会へ改組し「羽後町・東成瀬村・JAうご」が地域外となった。